

部活動に係る活動方針

令和8年（2026年）4月
豊中市立第十一中学校

1. 部活動の目的

部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

2. 運営について

- (1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、部活動運営については、計画的かつ効果的、効率的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- (2) 部活動顧問は希望制を原則として校長が委嘱し、1クラブを複数で担当するなど、過度の負担が生じないように努める。

3. 休養日（ノークラブデー）及び活動時間の設定について

- (1) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。休養日が確保できなかった場合は、他の日に休養日を振り替える。
- (2) 本校においては、認定研究会や市教研の日に全クラブ一斉に設定するとともに、一斉ノークラブデーを設定しない週については、各クラブ顧問がノークラブデー実施日を設定し、月ごとのクラブ予定表に明記する。
- (3) 長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (4) 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日で2時間程度、学校の休業日（学期中の週末及び祝日を含む。）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効果的、効率的な活動を行う。
- (5) 学校の休業日に練習試合等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し無理のないよう活動するとともに、後日、休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。

4. 指導について

- (1) 部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことのないよう考慮して指導にあたる。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5. 部活動の新設・廃部について

- (1) 今後、部活動の地域移行にともない、新たなクラブの新設は行わない。(2026年4月改訂)
- (2) 顧問の確保が困難な場合や、部員の入部が見込めず継続した活動が難しい場合においては、当該クラブを廃部する。ただし、年次計画で段階的に進めることとし、2年間新入部員は募集せず、1年目は2.3年生のみの活動、2年目は3年生のみの活動とする。なお、その間の練習や試合引率等については、管理職および関わりが可能な教職員が分担して行う。(2025年7月改訂)

6. その他

- (1) 本活動方針については、令和2年(2020年)4月に豊中市教育委員会が策定した「豊中市立中学校の部活動に係る方針」に基づいて策定・運用する。
- (2) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的を実施する。
- (3) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (4) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。
- (5) 近年、とりわけ夏季の部活動において熱中症事故が懸念されることから、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒の健康観察等健康管理を徹底するなどの事故防止対策を講じることとする。